

## 保安上の供用制限

1. 自動車（人が乗車し又は、貨物が積載される場合にあつてはその状態）の長さ、幅、高さ、重量及び最小回転半径。

長さ 12メートル以下

幅 2.5メートル以下

高さ 3.8メートル以下

総重量 20トン以下

輪荷重 5トン以下

最小回転半径 最外側のわだちについて

12メートル以下

2. 最高速度

〈車種別〉	〈上り〉	〈下り〉
乗用自動車 (二輪車、三輪車を含む)	30km/時	30km/時
乗合型自動車 (貨物自動車及びその他の自動車)	30km/時	30km/時
供用制限区間	自 岐阜県不破郡関ヶ原町字寺谷 1586 番地 至 滋賀県米原市大久保 1632 番地	
区間距離	17.0 キロメートル	

注) 20 キロメートル/時規制区間

岐阜県側①1.50～1.65km、②3.40～3.60km、③10.67km～11.14km、④13.27～13.53km、  
⑤13.66～13.86km、⑥14.61～14.74km、⑦15.10～15.27km、⑧15.46～15.66km

滋賀県側①7.50～7.70km、②8.60～8.70km、③9.30～9.50km

3. キャタピラを有する自動車等の通行禁止

キャタピラを有する自動車、その他自動車道を損壊するおそれのある構造装置を有する自動車は通行を禁止する。